

令和 3 年 5 月 21 日
日 本 銀 行

日＝シンガポール間の 二国間通貨スワップ取極の改正

本日、日本国財務大臣の代理人たる日本銀行とシンガポール通貨監督庁は、締結中の第 3 次二国間通貨スワップ取極（BSA）を再改正し、その期限を延長した。本取極は、日本及びシンガポール当局が、必要な時に相互に米ドルと自国通貨を交換することを、また、シンガポール当局が、流動性需要を満たすため、日本円と自国通貨を交換することを可能とするものである。

本取極の交換上限額は変更なく、シンガポールが 30 億米ドル又は 30 億米ドル相当の日本円、日本が 10 億米ドルである。今回の改正においては、IMF デリンク割合の 30%から 40%への引き上げ^(注)を含む最近のチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative Multilateralisation : CMIM）契約書の改訂に沿った修正が組み込まれている。

両当局は、継続的な金融協力の強化が両国における金融の安定の確保に寄与し、拡大する両国間の経済・貿易関係を支えることを期待する。

(注) IMF デリンク割合は、IMF プログラムがない場合に要請国が CMIM を発動できる金額。